

## 第 1 3 号議案

亀岡市立認定こども園条例及び亀岡市立保育所条例  
の一部を改正する等の条例の制定について

亀岡市立認定こども園条例（令和元年亀岡市条例第 5 3 号）及び  
亀岡市立保育所条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 5 1 号）の一部を改  
正する等の条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市立認定こども園条例及び亀岡市立保育所条例  
の一部を改正する等の条例

（亀岡市立認定こども園条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市立認定こども園条例（令和元年亀岡市条例第 5 3 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「幼稚園と保育所とが連携して、一体的な運営  
を行うことにより、認定こども園の機能を果たすもの」を「法第  
2 条第 7 項に規定されるもの」に改める。

第 3 条の表に次のように加える。

3 山の自然こども園 別院	亀岡市東別院町南掛正之垣内 1 0 番地	保育所型	4 0
------------------	-------------------------	------	-----

第 2 条 亀岡市立認定こども園条例の一部を次のように改正する。

第 3 条の表を次のように改める。

名称	位置	類型	定員（人）
1 亀岡こども園	亀岡市大井町並河検見ケ上 7番地	幼保連携型	102
2 本梅こども園	亀岡市本梅町井手早田垣内 13番地の2	保育所型	50
3 森の自然こども園 東本梅	亀岡市東本梅町東大谷生子 田69番地	保育所型	40
4 山の自然こども園 別院	亀岡市東別院町南掛正之垣 内10番地	保育所型	40
5 保津こども園	亀岡市保津町六條口54番 地の22	保育所型	90

第4条に次の1項を加える。

2 認定こども園は、前項に掲げる事業を行うほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 一時保育事業
- (2) 預かり保育事業

第6条の見出しを「（保育料等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第4条第2項に掲げる事業を利用する子どもの保護者は、当該事業に要した費用の一部として別に規則で定める額を納付しなければならない。

第7条を次のように改める。

（施設整備）

第7条 市長は、認定こども園における給食の実施に当たり、京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例（平成18年京都府条例第46号）第8条第4項若しくは第5項又は第21条第3項若しくは第4項の規定により、調理室を備えないこととした認定こども園に食事を提供する必要がある場合は、当該認定こども園以外の認定こども園内に共同の調理室を設けることができる。

（亀岡市立保育所条例の一部改正）

第3条 亀岡市立保育所条例（昭和30年亀岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

5 別院保育所	亀岡市東別院町南掛正之垣内10番地	60
6 保津保育所	亀岡市保津町五番60番地の2	70

」

を

「

5 保津保育所	亀岡市保津町五番60番地の2	70
---------	----------------	----

」

に改める。

第4条 亀岡市立保育所条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「亀岡市保津町五番60番地の2」を「亀岡市保津町六條口54番地の22」に改める。

第5条 亀岡市立保育所条例の一部を次のように改正する。

第2条の表5の項を削る。

(亀岡市立幼稚園条例の廃止)

第6条 亀岡市立幼稚園条例(昭和40年亀岡市条例第24号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条、第5条及び第6条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第4条の改正規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日

(準備行為)

2 この条例の施行のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

亀岡市立認定こども園条例及び亀岡市立保育所条例  
の一部を改正する等の条例案要綱

- 1 多様化する保育ニーズに対応し、子どもの健やかな育ちを支援するため亀岡市立保育所及び幼稚園の設置に代えて、新たな亀岡市立認定こども園を設置することに伴い、関係条例を次のとおり改正すること。
  - (1) 亀岡市立認定こども園条例及び亀岡市立保育所条例の一部改正
    - ア 別院保育所を山の自然こども園別院に移行すること。
    - イ 保津保育所を保津こども園に移行すること。
    - ウ 亀岡市立幼稚園を亀岡こども園に移行すること。
    - エ 認定こども園の運営に必要な事項を定めること。
  - (2) 亀岡市立幼稚園条例の廃止  
亀岡市立幼稚園を閉園すること。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行すること。ただし、1の(1)イからエまで及び(2)の改正規定は、令和7年4月1日から施行すること。